

大阪府福祉部障がい福祉室長
(公印省略)

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について（通知）

標記について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3及び第51条の32の規定並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27、第24条の19の2及び第24条の39の規定により報告等を求めるごとに、下記のとおり一般検査を行いますので、下記のホームページをご確認の上、行政オンラインシステム上で回答をお願いします。

記

1 業務管理体制の整備に関する届出内容の確認に関するホームページ

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/jigyoshido/jiritsu_top/ippankensa.html

大阪府ホームページにて「障がい 業務管理 一般検査」と検索し、「令和7年度業務管理体制の整備に関する届出内容の確認（一般検査）について」のページをご参照ください。

2 回答方法

大阪府行政オンラインシステムより回答してください。

※大阪府行政オンラインシステムのURLについては、大阪府ホームページよりご確認ください。

なお、運営している事業所により、回答区分が異なります。貴法人におかれましては、以下の区分にて回答をお願いします。

回答区分：

※該当法人へは、令和8年1月14日 付けで郵送している通知文に区分を記載していますので、
そちらをご確認ください。

※廃止済の事業所がある場合は下記HPより変更届出書をダウンロードし、郵送にて提出をお願いします。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/jigyoshido/jiritsu_top/gyoumukanritaisei2.html

3 回答期限

令和8年2月13日（金）（期限厳守）

4 結果等

後日、大阪府生活基盤推進課のホームページ（指定障がい福祉サービス事業者等のページ）において掲載します。

5 その他

同封している「届出情報修正」については、本通知発送時点で業務管理体制として登録されている情報です。修正が必要な場合は、変更届の提出が必要となります。変更届については、大阪府ホームページにて「障がい 業務管理」と検索し、「指定障がい福祉サービス等事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について」のページの「4. 届出様式等」「（2）変更届出について」をご参照いただき、「6. 提出先」へ送付をお願いいたします。

【問い合わせ先】
大阪府福祉部障がい福祉室
生活基盤推進課 指定・指導グループ 担当：水口・北添・西村
TEL：（代表）06-6941-0351 （内線2462, 2482）